

国東市『クイック・ケア会議』実施要領

1 目的

国東市では、平成 25 年 9 月から、「地域ケア会議」を開催し、自立支援（本人の有する能力の維持・向上）を重視したケアプラン作成に向けて、理学療法士・作業療法士・管理栄養士・歯科衛生士・保健師などの専門多職種とケアマネージャー等が協働で検討を行います。

ケアマネージャーやサービス提供事業者が作成していたケアプランに、専門多職種のアドバイスを取り入れることで、生活機能の維持、向上に向けての介護サービスの利用と、様々なインフォーマルサービスの活用などを検討し、できる限り「住み慣れた地域で自立した生活」を続けることができるよう支援しています。

この地域ケア会議では、こうした個別ケースの支援を通し“チーム・ケア”を行うこと、高齢者支援のスキルを磨くことができ、地域ケア会議において明らかになった地域課題を市の施策へとつなげていくことも目的の一つになっています。

しかし、週 1 回で開催する「地域ケア会議」では、早期に対応しなければならないニーズを検討できないケースがあります。

そのため、国東市では早期の個別ケア検討として『クイック・ケア会議』を別途開催し、次のケースを基準とし検討します。

1. 軽度者に対する同居者家族がいる場合の訪問介護の早期検討が必要なケース。
2. 軽度者に対する例外的給付の早期検討が必要なケース。
3. 軽度者の A D L および I A D L の機能向上を阻害している要因の環境改善（住宅改修および福祉用具購入）において、その費用額が 5 万円以上を要し、専門職（理学療法士及び作業療法士等）の助言や評価がある場合。若しくは、支援計画にて課題に対する目標と具体策の提案を早期に検討する必要があるケース。
4. その他、早期に導入を必要とする支援計画が生じたケース。

2 ケース検討における手順

- ① ケアマネージャーから早期のケース検討の相談があり、『クイック・ケア会議』の開催基準に該当する場合、高齢者支援課と包括支援センターは『クイック・ケア会議』の開催日時を協議し、その旨をケアマネージャーに連絡をしてください。
- ② ケアマネージャーは、開催当日に介護予防サービス計画等必要書類又は居宅サービス計画等必要書類及びサービス提供事業所が作成する個別サービス計画（住宅改修の場合は、見積書・平面図・改修前の写真・理由書、特定福祉用具購入の場合は用具の見積書・カタログ・理由書（以下、「理由書等」という））を提出します。

3 会議の構成メンバー

【司会者】

- ・保険者（高齢者支援課・地域ケア会議担当）または地域包括支援センター職員

【記録者】

- ・地域包括支援センター職員

【個別プラン単位】

- ・計画作成者（事例提案者）
- ・サービス提供事業所担当職員（福祉用具・住宅改修事業所含む）
- ・福祉サービス関係者（生活保護・障がい福祉等の担当ケースワーカー）
- ・その他、プラン作成者が説明補助を希望する専門職や行政職（例、精神保健福祉士、看護師、社会福祉士、等）

4 提出資料

地域ケア会議で使用する資料（様式）

① ケアプラン（介護予防）の場合

- ・利用者基本情報
- ・基本チェックリスト
- ・生活行為評価票
- ・サービス計画書
- ・個別サービス計画（サービス提供事業所）

なお、サービス提供事業所でアセスメント表や体力測定表を作成している場合は、必ず、添付してください。

② ケアプラン（介護）の場合

- ・利用者基本情報
- ・基本チェックリスト
- ・生活行為評価票
- ・居宅サービス計画書(1)
- ・居宅サービス計画書(2)
- ・週間サービス計画表
- ・個別サービス計画（サービス提供事業所）

なお、サービス提供事業所でアセスメント表や体力測定表を作成している場合は、必ず、添付してください。

※ 上記以外に住宅改修・特定福祉用具購入がある場合は、理由書等の書類を提出していただきます。

- ・なお、住宅改修・特定福祉用具購入のみサービスを利用する場合は、①及び②とも（利用者基本情報・基本チェックリスト・生活行為評価票の提出が必要になります）。

5 評価

『クイック・ケア会議』にて検討し支援が開始されたケースは、検討後1カ月以内に「国東市ケア会議」において経過を報告し、評価を受けることになります。